

令和3年度実施事業対象

一宮市市民活動サポート補助金(ステップアップ部門)

募集要項



令和3年度の概要

■補助金額

30万円(上限) ※激変緩和措置あり(P.7参照)

■補助率

対象経費の4/5

■補助事業の採択方法

審査会で企画提案内容を審査・評価し、事業採択の可否を決定
(投票による団体選択を廃止)

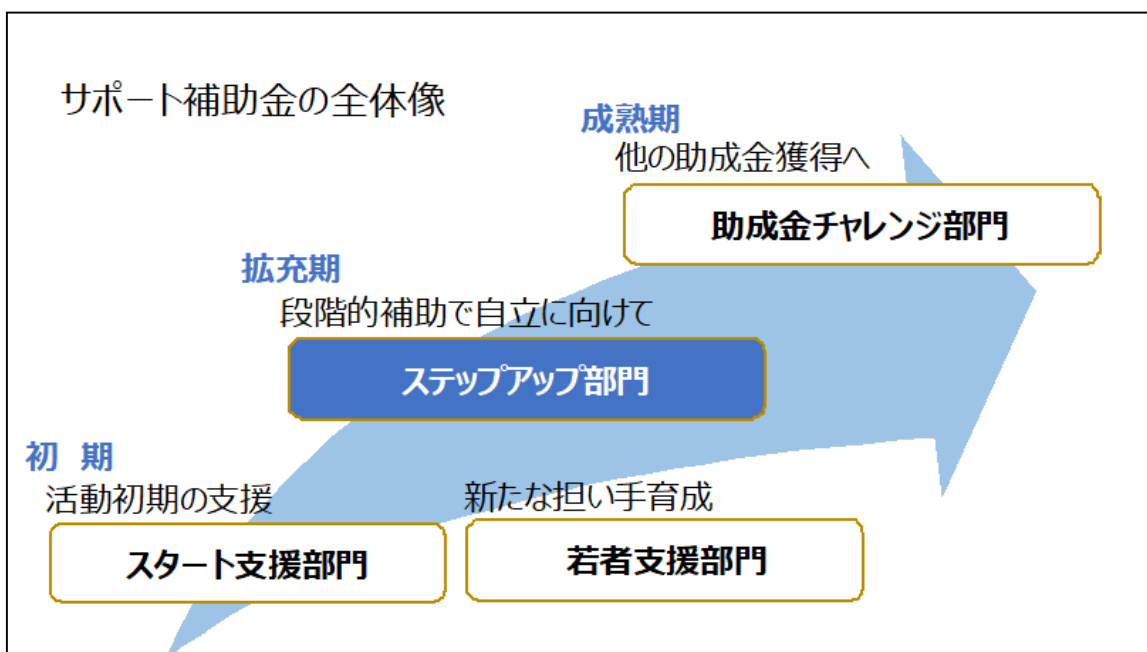
■企画提案書の提出期間

令和3年2月8日(月)～2月26日(金)

1. 目的

一宮市市民活動サポート補助金は、市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に必要な経費の一部を補助することで、多様化する地域社会の課題解決に向けた活動を推進することを目的としています。

この補助金は、団体の初期活動を支援する「スタート支援部門」、新たな担い手を育成する「若者支援部門」、団体の拡充期に段階的補助で自立に向けて支援する「ステップアップ部門」、団体の成熟期に他の助成金獲得を目指す「助成金チャレンジ部門」の4部門で構成されています。



2. ステップアップ部門の補助金額、補助回数

- ・補助金の上限は30万円となります。※激変緩和措置あり（P.7参照）
- ・補助の回数は令和3年度の申請事業に限り4回までで、1団体1事業のみです。なお、4回の補助は、異なる事業では受けられません。複数の事業を実施している団体は、最初の年に補助を受けようとする事業を精査してから申請してください。

（Aの事業で補助を受けた後、別の年にBの事業での補助は受けられません）

- ・令和3年度は対象経費に4/5をかけた額（千円未満切り捨て）を補助金額とします。
- ・令和4年度以降は、3回までの補助で以下の補助率となります。
 - 1回目 対象経費に2/3をかけた額（千円未満切り捨て）
 - 2回目 対象経費に1/2をかけた額（ " ）
 - 3回目 対象経費に1/3をかけた額（ " ）

3. 対象団体

次の条件を満たす団体が対象となります。条件を満たしていれば、法人化されていない市民活動団体でも対象となります。

- (1) 設立後2年以上の団体、または過去に市民が選ぶ市民活動支援制度による市民活動支援金の交付を受けた団体
- (2) 一宮市内に事務所を有し、かつ、現に継続的な市民活動(※)を行い、又は今後行う予定のある団体
(※)「市民活動」とは、市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動のことをいいます。
- (3) 規約その他これに類するものを有している団体
- (4) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていない団体
- (5) 公序良俗に反する活動をしていない団体
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体
- (7) 5人以上の会員で構成されている団体

4. 対象事業

令和3年度中(令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木))に行われる事業で、1団体につき1事業のみ申請することができます。また、次の条件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る分野のものであること。(次の表のとおり)

①保健、医療又は福祉の増進を図る事業	⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
②社会教育の推進を図る事業	⑬子どもの健全育成を図る事業
③まちづくりの推進を図る事業	⑭情報化社会の発展を図る事業
④観光の振興を図る事業	⑮科学技術の振興を図る事業
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業	⑯経済活動の活性化を図る事業
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業	⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
⑦環境の保全を図る事業	⑱消費者の保護を図る事業
⑧災害救援事業	⑲①～⑱の事業を行う団体の運営又は活動に対する連絡、助言又は援助を行う事業
⑨地域安全事業	⑳上記①～⑱に掲げる事業に準ずるとして愛知県知県の条例で定める事業
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る事業	
⑪国際協力を行う事業	

- (2) 営利を目的としないものであること。

- (3) 一宮市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。
- (4) 当該市民活動団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度に一宮市から別の補助金等の交付を受けていないこと。

5. 対象経費

補助対象となる経費は以下のとおりで、対象年度内に支払った領収書のあるものです。

科目	内容
報償費	講師・専門家等への謝礼
旅費	交通費、通行料、宿泊費 など 自動車のガソリン代については走行距離数に20円/kmを乗じた金額
印刷製本 消耗品費	チラシ・ポスター等の印刷代、文具等の消耗品 など
食糧費	外部講師の食事・お茶代（1人1,500円（税込）が対象経費の上限）
通信費 手数料	切手等の郵便料、ボランティア保険等の保険料、振込手数料 など （パトロール専用車の自動車保険は現在の保険証書の写しを添付すること）
備品費	申請事業に必要不可欠な備品に限る
人件費	申請事業に必要不可欠な人件費（1,000円/時間が対象経費の上限）
使用料 賃借料	会場使用料、車両・機器等のレンタル料 など
その他	上記以外の経費で市長が対象と認めるもの

※報償費、人件費等を支払う場合は、源泉徴収事務が発生します。

6. 対象外経費

<予算として計上できないものの例>

- ・ 事業と関係ない経費
- ・ 団体の管理運営費（事務所賃借料・光熱水費・電話料金 など）
- ・ 他事業や団体の管理運営費との按分費用
- ・ 領収書が無い経費
- ・ アルコール類など社会通念上、公金で支払うことが不適切な経費
- ・ 本補助金に関する説明会・相談会・書類提出に係る費用 など

＜予算として計上できるが、補助対象額として認められないものの例＞

- ・ 外部講師以外に提供される食糧費
- ・ 祭り等で提供される飲食の食材費や金魚すくい等の体験活動にかかる費用
- ・ 参加賞等一律に配布される物品の費用
- ・ 人件費のうち次にかかわるもの（地域清掃活動における当日清掃活動、施設慰問活動における当日慰問活動、祭りにおける当日運営や会場設営）
- ・ 会場使用料のキャンセル料 など

7. スケジュール

企画提案書受付	令和3年2月8日（月）～2月26日（金）
採択事業決定	4月上旬
可否決定通知	4月中旬
交付申請書提出	可否決定通知到着後、指定する日までに提出
実績報告書提出	事業終了後1か月以内もしくは令和4年4月11日（月）まで

8. 企画提案書等の提出方法

受付期間内に次の書類を一宮市市民活動支援センターへ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください（2月26日（金）必着）。ただし、提出できるのは1団体1事業のみです。また、提出された書類等は返却しません。

- （1）一宮市市民活動サポート補助金企画提案書（様式1）
- （2）一宮市市民活動サポート補助金申請に係る団体調書（様式2）
- （3）一宮市市民活動サポート補助金申請事業に係る計画書（様式3）
- （4）一宮市市民活動サポート補助金申請事業に係る収支予算書（様式4）
- （5）定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの

※（1）～（4）は一宮市公式ウェブサイト（ID：1036939）からダウンロードできます。

- ①持参の場合 一宮市市民活動支援センターへ持参（平日の午前9時～午後5時）
- ②郵送の場合 〒491-0858 一宮市栄3丁目1番2号 i-ビル3階
一宮市市民活動支援センター
一宮市市民活動サポート補助金（ステップアップ部門）担当 あて
- ③電子メールの場合 shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp
（件名を「一宮市市民活動サポート補助金（ステップアップ部門）
〇〇（団体名）」としてください。）

9. 対象事業の審査と採択事業の決定方法

学識経験者等を審査員とした「一宮市市民活動サポート補助金審査会」が、提出された企画提案書を基に審査を行います。

審査項目は以下の7項目で、項目ごとに点数を付けて100点満点中の合計点数を出し、一定点数以上の事業のうち点数の高い順に予算の範囲内で補助金交付事業を採択します。採択の可否については、一宮市市民活動サポート補助金交付対象団体可否決定通知書（様式5）により、4月中旬に通知します。

審査項目	配点	審査内容
公益性	20点	・ 特定の人の利益を目的とせず、多くの人の利益になっているか ・ 趣味や娯楽のための活動となっていないか
社会課題性	20点	・ 社会に存在する問題点や課題を明らかにして、広く市民の関心を高めようとしているか
実現性	20点	・ 事業の方法やスケジュールが適切な事業計画となっているか ・ 予算の金額や内容が妥当なものとなっているか
実効性	10点	・ 社会課題に対して具体的な効果や影響が期待できるか
独自性・独創性	10点	・ 事業計画の発想や方法などに団体の独自性・独創性が認められるか
発展性	10点	・ 市の補助終了後もさらなる事業の発展や定着を目指しているか
自立性	10点	・ 補助金以外の自主的な資金を確保しようとしているか

10. 交付申請及び交付決定

補助金交付事業として採択されたら、指定する日までに一宮市市民活動サポート補助金交付申請書（様式6）を提出してください。その後、一宮市市民活動サポート補助金交付決定通知書（様式7）を交付しますので、令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に事業を実施してください。なお、申請内容どおりの実施が困難になった場合は、速やかにご相談ください。

1 1. 前金払

補助金の支払いは事業終了後になりますが、事業実施前の支払いを希望する場合は、交付決定後、一宮市市民活動サポート補助金前金払交付請求書（様式 1 2）を提出することにより、交付決定額の 2 分の 1 以内の金額まで受け取ることができます。

1 2. 実績報告書の提出と補助金の交付

事業終了後、1 か月以内に実績報告書を提出してください。令和 4 年 3 月 3 1 日まで事業を実施する場合は、同年 4 月 1 日（月）までに提出してください。

提出書類は次のとおりです。

- (1) 一宮市市民活動サポート補助金交付決定事業に係る実績報告書（様式 8）
- (2) 一宮市市民活動サポート補助金交付決定事業に係る収支決算書（様式 9）
- (3) 一宮市市民活動サポート補助金交付請求書（様式 1 1）
- (4) 領収書のコピー

※ (1) ~ (3) は一宮市公式ウェブサイト（ID：1036939）からダウンロードできます。(4) の領収書のコピーは、領収書の原本と照合しますので、提出の際には原本もお持ちください。なお、補助金の支払いは市の補助金支出の審査を受けた後になります。

1 3. 激変緩和措置

平成 3 0 年度～令和 2 年度に「市民が選ぶ市民活動支援制度」の市民活動支援金の交付を受けた事業と同一内容の事業を申請する場合には、補助金の額が急激に減らないよう激変緩和措置があります。

それぞれの年度における市民活動支援金の額の平均額を基準額とし、この額に対して令和 3 年度は 4 / 5、令和 4 年度は 2 / 3、令和 5 年度は 1 / 2、令和 6 年度は 1 / 3 を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助金の上限である 3 0 万円とのいずれか高いほうがその年度の補助金の上限額となります。ただし、令和 3 年度から連続して補助金交付事業に採択される場合に限り、対象となる団体はお問い合わせください。

1 4. その他

- (1) 補助金の申請にあたり、一宮市市民活動支援センターへの市民活動団体登録をお願いします。センターへ登録すると、事業実施に必要な打ち合わせやチラシの印刷に会議室や作業室などを利用することができます。また、市民活動の専門家による相談や各種市民活動講座の開催等、センターとして市民活動団体の申請事業を支援していきます。
- (2) この事業は、令和 3 年度一般会計予算が一宮市議会において可決されることを条件としたものになります。

いちばんだいすき。一宮



問い合わせ

一宮市総合政策部市民協働課

(一宮市市民活動支援センター)

TEL 0586-23-8883 FAX 0586-85-7023

平日の午前9時～午後5時